

No. **143**

2019. 春号

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



松代城址（長野市松代町）



長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕 松代城址（長野市松代町）

松代城址の周辺には、歴史的価値の高い建造物が多く点在します。

文武学校、真田邸、旧横田家住宅など武士の暮らしを感じられる建物から、松代大本営地下壕といった、戦争を後世に語り継ぐ上での貴重な遺跡、長野電鉄屋代線（廃線）の松代駅跡やかかつて線路のあった跡など、日本が歩んできた歴史の足跡を感じることが出来る地域です。

近隣には松代温泉をはじめ温泉施設も多くあり、一日過ごせるエリアです。

（写真提供：長野県観光機構）



目 次

新規登録者 必須研修会	・平成30年度新規登録者必須研修会のご報告 2 ・受講生の意気込み 8
日行連新 賀詞交歓 年會	・平成31年新年賀詞交歓会に参加しました10
業 務 資 料	・いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る 経営事項審査の事務取扱いについて（通知）11 ・東京入国管理局審査管理部門からのお知らせ14 ・自動車検査証の二次元コードの不具合について15 ・農地転用に係る許可日の取扱いについて（通知）18 ・職務上請求書の適正な管理及び使用について21 ・システム更改に伴う希望番号申込み方法の変更について23
A D R セ ン タ ー	・「長野県行政書士紛争解決センター」開始27
事 業 報 告	・入管コンシェルジュ31 ・国際部研修会31 ・外国人留学生対象北陸3県・長野県合同就職相談会・企業研究会・ 在留資格に関する事務指導・ワーキングセミナーに参加しました32 ・渉外相続研修会33 ・SBCラジオカーが来館しました34
お 知 ら せ	・「コスモスしなの」より市民公開講座のお知らせ35 ・コスモス成年後見サポートセンター入会前研修会のご案内36 ・第30回全国女性行政書士交流会 in ひろしま 開催のご案内39 ・ご存知でしょうか!?41 ・平成31年度定時総会・定期大会のご案内41 ・平成31年度会長選挙のお知らせ42 ・平成30年度行政書士試験結果について43 ・斡旋物一覧43
会 議 報 告	・44
会 員 の 動 き	・入会 ・退会48
編 集 後 記	・48

平成30年度新規登録者必須研修会のご報告

広報監察部 土屋 帝

平成31年1月22日(火)、23日(水)の2日間、松本市のホテルモンターニュにおいて新規登録者必須研修会が開催されました。初日は新規登録者30名、2日目は一般会員の希望者も加わり40名が参加しました。

研修スケジュール

【第1日目】

- (1) 行政書士の倫理 総務部 (宮下部長)

お薦め業務 or 誰もやっていない業務

- (2) 農林建設部 (松島部長)
(3) 運輸交通部 (良川部員)
(4) 国際部 (赤羽部長)
(5) 環境生安部 (柳澤部長)
(6) 法務部 (岡田部長)

新規登録者に伝えたい事

- (7) 広報監察部 (吉田部長)
(8) ADR特別委員会 (和田委員長)
(9) コスモスしなの (大槻支部長)
(10) 行政書士政治連盟 (DVD視聴)
(11) コミュニケーション術 (研修部 二瓶部員)
(12) 明日の行政書士を考える (研修部 二瓶部員)

【第2日目】

- (13) 真意を見抜く方法を伝授 (研修部 荻原部長)
(14) ハサップ認証について (研修部 渡邊部員)
(15) 行政書士事務所の経営を考える (研修部 永村副部長)
(16) 行政書士法 (研修部 渡邊部員)
(17) 職務上請求書の使い方 (研修部 永村副部長)
(18) コンプライアンス (研修部 岡田部員)
(19) パネルディスカッション (研修部 二瓶部員)



【第1日目】

第1日目については、私（広報監察部 土屋）も参加してまいりましたので、それぞれの講義についてご報告いたします。

行政書士の倫理

総務部（宮下幸吉部長）

宮下幸吉総務部長より、行政書士の倫理、コンプライアンスなどについてのお話がありました。本会の会員が実際に起こした業際事件のお話など、参加者はみな真剣な面持ちで、宮下総務部長のお話に耳を傾けておりました。

お薦め業務 or 誰もやっていない業務

農林建設部（松島茂行部長）

農地および建設業に係る許認可の概要説明に続き、おすすめ業務として、2019年度から本格運用が始まる建設キャリアアップシステムや、今後普及が期待される営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）についてのお話がありました。

運輸交通部（良川泰章部員）

運輸交通部からは、昨今話題になっている無人航空機（ドローン）の飛行許可申請についての講義がなされました。良川部員らしい細やかな配慮が感じられる、詳細かつ具体的な講義でした。

国際部（赤羽康志部長）

赤羽部長の講義は、申請取次業務の概要を軸に、本年4月の入管法改正にともなう手続きの変化と業務拡大の予測、外国人の相続や、国際業務ならではの営業テクニックなど、盛りだくさんの内容でした。なお、赤羽部長の講義は、所々に「笑い」のネタが仕込んである楽しい講義でしたが、ネタが身内向けでしたので、新入会員の皆様にとっては「??？」な部分もあったようです。

環境生安部（柳澤誠部長）

講義の冒頭で柳澤部長より「研修会資料については、後ほど、各々ご確認いただければ…」とのアナウンスがあったため、伝統的業務には触れないのか？と思いましたが、流石は安定感に定評のある柳澤部長。追加の別添資料でしっかりご解説いただきました。なお、おすすめ業務はH A C C P、ハラール認証、環境認証審査員とのことでした。

法務部（岡田忠興部長）

岡田部長が今回の研修のためにご準備された資料は、なんと全40ページ。しかも全て手作りです。今回の研修にかける熱い気持ちが伝わってきます。

笑いの絶えない講義(?)の中でご紹介いただいたおすすめ業務は、改正民法に関する業務、特定行政書士、涉外相続（外国人関係の相続）とのことでしたが…。私の印象に残ったのは、「給食を食べる」とことと「小さい子が大好き（ニヤリ）」です。えっ？なにを言っているのかわ

からない？詳しくは法務部主催の研修会でご確認ください。

新規登録者に伝えたい事

広報監察部（吉田靖史部長）

会報、ウェブサイトの紹介に続き、広報監察部で行っている広報活動の現状や、会員一人一人の広報に対する心構えなどのお話をさせていただきました。

なお、吉田部長からアナウンスありましたが、本会Webサイトの会員ページに入るためのパスワードの設定の方法は、会報140号に掲載されております。

ADR特別委員会（和田英幸委員長）

和田委員長からは、新人でも取り掛かりやすいおすすめ業務、営業の方法、ネットワーク構築の方法などのお話し、長野県行政書士紛争解決センター（ADRセンター）開設のご報告などがありました。なんとと言っても、最後のコミュニケーションスタイルの診断テストが好評で、受講者全員が自分のタイプ診断に夢中になっていました。

コスモスしなの（大槻四郎支部長）

行政書士としての心構え、テキストの活かし方、広告方法、コスモス成年後見サポートセンターのご紹介、成年後見業務のお話しなどがありました。

当然、お話の中心は成年後見業務についてです。コスモス成年後見サポートセンターの社会的価値と、担っている社会的責任、コスモスの今後の展望、成年後見業務から派生する様々な業務、さらに、社会貢献活動という法律家として避けることのできない課題についてもお話をいただきました。

コミュニケーション、明日の行政書士を考える、ワークショップ

研修部（二瓶裕史部員）

二瓶先生のコミュニケーションスキル講座～ワークショップは、新規登録者研修会の恒例行事として定着した感があります。

例年どおり非常に完成度が高く、また面白くもあり、長時間であるにもかかわらず受講者も集中していました。初日の夕食（懇親会）にておこなったインタビューでも好評でした。

傾聴、大切ですね。



【第2日目】

パネルディスカッション

第2日目については私（土屋）自身参加できなかったのですが、個別のご報告ができないのが残念ですが、2日目の講義で特に好評だったパネルディスカッションのレポート（五味's レポート）が届きましたのでご報告いたします。

なお、パネルディスカッションとは何ぞや？という方のため、解説文を掲載しておきます。

パネルディスカッション（panel discussion）とは、討論形式の一つ。掲げられたテーマについてパネラーと呼ばれる複数の議論参加者が異なる意見を表明しながら討論を進めるもの。1990年代頃から盛んに行われるようになった。口語ではパネルディスと略されることもある。

形式 それぞれの討論者が順番に意見を述べ、その後お互いに議論を行い、会場からの質問にも応じるといった形式が一般的である。

パネルディスカッションの討論に加わる者をパネラーまたはパネリストという。そして討論をまとめる司会役（まとめ役）をコーディネーターまたはファシリテーターという。時間配分上や話をまとめる都合上、パネリストは5人前後が適切と考えられている。パネリストの人選も重要であり、同じ意見の人物を集めてもあまり意味がなく、互いに別の観点から考察できる人物を選ぶ必要がある。コーディネーター（ファシリテーター）はパネラーの意見の共通点を探ったり、パネラーから出された問題点や打開策に注目しながら議論を進行する。

日本では、新聞社や政府・自治体、学術団体主催のものなどが多く開催されている。近年では学校の授業として行われることもある。

フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』より



【パネルディスカッション参加メンバーのご紹介】

二瓶裕史先生（コーディネーター）：コミュニケーションの鬼、にこやかな笑顔の奥に本心を隠す。

渡邊博昭先生（パネリスト）：佐久支部の若き大黒柱、皆に愛される誠実な人柄、真面目過ぎて冗談が通じないのが玉にキズ。

柳澤誠先生（パネリスト）：上田支部のエース、豊富な法律知識と類まれなる人格で全方位を照らす。

茂住いずみ先生（パネリスト）：松本支部きっての才媛、柔らかな物腰のなかに確固たる意志を併せ持つ。

鈴木潤先生（パネリスト）：長野支部の伏龍、山本会長の懐刀、本会広報活動を支える実力者。

※なお、討論形式のパネルディスカッションを原稿化するにあたり、言葉の言い回しや表現を変更している部分があります。参加された先生方におかれましてはご容赦願います。

【テーマ】 順調な事務所経営をするためには？

渡邊：顧客獲得の努力は怠らない。色々な場所に行き色々な人に会うことが重要だとも思います。

二瓶：支部の行事などには積極的に参加するべきですね。

鈴木：更新のある業務を手掛けると精神的に安定できますね。

二瓶：毎年更新のある業務はいいですね。

茂住：仕事は人から紹介されることが多いので、丁寧に仕事をする事で次につながります。

また、依頼された仕事は、大変なケースでも断るべきではないと考えます。

二瓶：自分に難しい仕事であっても断らず、できる人を紹介するのも大切ですね。

柳澤：成年後見業務もやってみるべきだと思います。

二瓶：成年後見業務は社会貢献ですが、顧問契約でもあるので、事務所経営の安定に効果がありそうですね。

【テーマ】 行政書士業務で困ったことは？

柳澤：役所とクライアントがもめているケースは困ります。原則、クライアントの側に立ちますが。

渡邊：業務では常に苦勞していますが、先輩にアドバイスを求めるなどして、解決しています。

茂住：後見業務で、被後見人の信頼を得られなかったときは困りました。

鈴木：太陽光発電関連の農地転用で訴訟にまで発展してしまったときです。

【テーマ】 行政書士をやっていて良かったこと、得をしたことは？

渡邊：自分が行政書士であることを示せばすぐに信用してもらえる点です。

二瓶：出張ができるのもいい点ですね。

茂住：最近、産廃収集運搬の許可の関係で、福岡に行くことができました。

柳澤：依頼主会社経営者との会食なども楽しいです。

二瓶：風営関連の許可申請業務では、開店祝いに呼ばれることもありますね。

そんなとき、お花などを持参してお祝いしてあげると、お客様とのつながりを深めることができます。

【テーマ】法律職の醍醐味は？

鈴木：法治国家を支えているという実感があります。

茂住：法解釈が醍醐味です。

柳澤：厄介な案件を解決できた時の喜びは大きいです。

渡邊：お客様にとって、許認可を得ることは、我々行政書士が想像しているよりも遥かに重要で、人生のターニングポイントを支援できるという喜びがある。しかし、その反面プレッシャーも大きい。



【テーマ】後輩に伝えたい事は？

渡邊：同じ行政書士でも、そのバックグラウンドは様々です。自身の人生経験を強みにして頑張ってください。

鈴木：行政書士業務は、落とし穴がたくさんある仕事です。ブローカーなどには特に注意してください。違法であると知りつつ依頼してくるクライアントもいます。クライアントとは常に対等な立場を守ってください。また、期限の管理はしっかりと行ってください。自分の受任した部分だけでなく、クライアントが受けている他の許認可の期限についても気を遣うべきです。

茂住：行政書士の試験会場では欠席が多く、専門学校でも人気資格ではないようですが、士業としての将来のためにも、魅力的な仕事になるよう努力しましょう。

柳澤：国家資格者としての正しいプライドをもって仕事をしてください。しかし、高飛車な態度や、公務員に対する無理強いや、大声を出して威嚇することなどは間違ったプライドなので注意してください。

(広報監察部 五味部員の感想)

後ろから見ていた印象として、受講者が非常に集中していました。コーディネーターの二瓶先生の質問のテンポがよく、また、パネラーの話を受けて適宜関連した知識を入れるなど、飽きさせない内容だったと感じました。

パネリストの4人の先生方も、受講者が興味を持ち、理解できるように工夫して話されていたと思います。

受講生の意気込み

〈質問事項〉

- ①趣味／特技
- ②好きな言葉
- ③自己PR／抱負



内藤康雄 佐久支部

- ①農業
- ②Love & Peace
- ③地域の人たちの悩み相談を行政書士として解決のお手伝いをしたい。同時に生活費の一部となるようにしたい。



柳澤祥子 佐久支部

- ①読書
- ②天生我才必有用
- ③研修、勉強会へ極力参加し知識を深め、活かし、人の役に立てるような行政書士を目指します。



神津 章 佐久支部

- ①登山
- ②学びは一生
- ③「あなたの街の法律家」と言われるよう身近に相談できる行政書士になりたい。



小野安也 諏訪支部

- ①スポーツ観戦、ウォーキング
- ②先ず隗より始めよ
- ③実務の幅を広げ困っている人に寄り添った適切な土業に心掛け少しでも人の為、世の為心が通う行政書士を目指します。



元木舞衣 諏訪支部

- ①温泉巡り、手芸（ものづくり）
- ②臨機応変
- ③まずは車関係をしっかり学んでいきたいです。その後に（同時に）他の範囲も拡げて行きたいです。



高田賢一 諏訪支部

- ①料理、山歩き、犬（川上犬）
- ②急がずに、だが休まずに。
- ③困っている人の役に立てるようになりたいです。



小泉弘人 諏訪支部

- ①今は仕事が趣味になっています。4足のワラジで日々充実して働いています。
- ②利他の帆を掲げれば他力の風が吹く
- ③サラリーマン生活36年。経理、人事、総務、法務と多種の業務、一部上場企業から中小企業まで大小の企業と多様な経験を積んできました。これらを生かしたサービスを提供して行きたいと思っています。



三沢文明 伊那支部

- ①ジョギング、マラソン、植木手入れ
- ②誠心誠意
- ③行政書士業務に関連する法令知識を深め、他の土業等との連携の下、市民の生活がより充実し満足したものになるよう努力していきたい。



福嶋恭則 飯田支部

- ①スポーツ、読書
- ②熱意 人間万事塞翁が馬
- ③明るくパワフルに何事も前向きに取り組んでいきます。



片桐博道 飯田支部

- ①音楽鑑賞、ウォーキング
- ②明鏡止水
- ③税理士業務に関係する分野について、知識を深めていきたい。



望月正則 飯田支部

- ①卓球を生涯スポーツとし、楽しんでおります。お笑い番組をみること（例＝笑点）
- ②「基本に忠実」「信頼と責任感」
- ③人に頼まれると、「イヤ」と言えない弱い人です。健康を維持しながら、何事にもチャレンジしたいと思います。



依田麻衣子 松本支部

- ①読書、空を眺めてボーッとすること
- ②「エンジョイ・ライフ」「一期一会」
- ③出会いは運だと思うので、出会いに感謝し、人のご縁を大切にしたい。人に優しい行政書士になりたい。



荒井正樹 松本支部

- ①散歩
- ②おかわり
- ③長野県全域に顔出します。



小笠原貞純 松本支部

- ①コミュニケーション
- ②挑戦（チャレンジ）
- ③公務員の時に学んだことや、人と人との絆を大事にし、このことを行政書士の仕事の中で生かし人々に愛される行政書士になりたいと思います。



望月貴徳 松本支部

- ①歌うこと（ギター・ピアノ）、バレエ歴1年、マラソン、中国語、鍼灸師
- ②“侍はつくるものだ。生まれるものではない。”～長州藩士 玉木文之進～
- ③歌って踊って走れる優しく美しい行政書士!諸先輩よりご指導を賜り、理想とする品格を備えたいと思います。



保莉征秀 松本支部

- ①旅行
- ②なんとなくなる
- ③税理士からの登録です。幅広い仕事に対応するため、色々な人と連携しながら活動したいと思います。



田上正男 松本支部

- ①日曜大工、特用林産物(キノコ)栽培、ドライブ及びツーリング
- ②忠恕
- ③自分を育ててくれた地域に感謝し、微力ながら少しでも恩返しできればと思っています。



中村保廣 松本支部

- ①溪流釣り
- ②一期一会
- ③諸先生方の取り組みを参考にしながら活動したいと思います。よろしくおねがいします。



渋川忠男 松本支部

- ①ウォーキング
- ②一期一会
- ③今後ともご指導よろしくお願ひ致します。



上井利恵 松本支部

- ①趣味：海外旅行、登山
特技：地図が読める
- ②上善如水(お酒ではありません)
- ③常に誠実な気持ちで取り組んでまいりたいと思います。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。



静野拓馬 長野支部

- ①ゴルフ・読書
- ②継続は力なり
- ③長野市内で行政書士と不動産業務を通じて、地域に貢献できるよう、日々努力していきます。



中野隆夫 長野支部

- ①たまにいく温泉(スーパー銭湯)以前(若い頃)は、スキー、野球に張り切ってたんですが
- ②
- ③各種分野の方々とコミュニケーションを図り広い視野を持って業務を行って参りたい。



山田康二 長野支部

- ①競馬
- ②「無理をしない」
- ③様々な分野で活躍できる能力を身につけるために人との付き合いを大切にしたい。



柳澤博志 長野支部

- ①温泉巡り、スポーツ観戦
- ②温故知新
- ③誠意を持って依頼者の信頼に応えられる行政書士になる。



井出純彦 長野支部

- ①趣味：ゴルフ(2年目です。まだ100を切れません)
特技：剣道
- ②誠実・明朗
- ③61歳の新人です。柔軟な発想と貪欲な知識習得で確実な仕事をしたいと思います。



小林英雄 長野支部

- ①ゴルフ
- ②とにかくやってみる。何とかなる。
- ③一日も早く太い柱をつくれるように勉強をしたい。



内堀幸夫 長野支部

- ①読書・散歩
- ②利他の心
- ③組織の総合力を活かした業務遂行を通じて依頼人に頼りにされる活動の展開



黒岩文雄 長野支部

- ①家庭菜園・スポーツ観戦
- ②一期一会
- ③相談者の目線に立って、相談者に寄り添い、親切かつ的確なアドバイスを心掛けています。



涌井史明 長野支部

- ①4コママンガ・薪割り
- ②利益の最適化
- ③地域に根ざして、地域の信頼を得て、地域の最初の相談窓口になりたいと思っています。



高野聡子 北信支部

- ①映画鑑賞 ドライブ
- ②笑門来福
- ③お客様が笑顔でお帰りになれるようなご相談ができるようになります。

平成31年新年賀詞交歓会に参加しました

副会長 吉田 靖史

日本行政書士会連合会と日本行政書士政治連盟共催の新年賀詞交歓会が、去る1月18日にANAインターコンチネンタルホテル東京で開催されましたので紙面にてご報告いたします。

余談ですが、会場入りする前、当日の穏やかな天気にはさそわれて、近くにある日枝神社に参拝し、一年の平穩を祈念してまいりました。

長野会からは、例年どおり本会の役員と政治連盟の役員等が参加しました。

受付を済ませて広い会場に入り、まず目につくのは、今年も舞台の両サイドに掲げられているスローガンです。

「お役に立ちます 街の法律家 行政書士」
「人生100年 あなたに寄り添う 行政書士」

法改正重点項目とその脇に記されているのは…、
「『国民の権利擁護を図ること』を制度の目的に」
「行政書士会の目的規定に会員の『監督』を」
「一人法人制度の実現」
「特定行政書士に係る聴聞等の手続代理制限の解除」
「行政書士にADR代理権を」



長野会参加者

会は遠田和夫日行連会長の挨拶に始まり、主催者側の挨拶から来賓挨拶へと移りました。

ご来賓の国会議員の先生方からは、議員立法である行政書士法の話題に上記の法改正重点項目をさりげなく織り交ぜながら、国民と行政の橋渡し役としての行政書士に期待する旨のご挨拶を賜りました。

ご来賓のお名前等は、月刊「日本行政」をご覧ください。



遠田和夫日行連会長挨拶

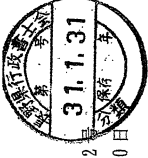


鏡開き

鏡開き、乾杯と進み、乾杯後もお忙しいところを駆けつけてくださったご来賓の挨拶が続きます。

そして、お開きの時刻まで全国から集った旧知の会員のみなさんと懇談を楽しむことができました。

業 務 資 料



平成31年(2019年)1月30日
30 建政第242号
長野県建設部 入札係 課

長野県行政書士会長 様

長野県建設部長 殿

国土建第363号
平成31年1月21日



国土交通省土地・建設産業局建設業課

長野県建設部長



いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る
経営事項審査の事務取扱いについて (通知)

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る
経営事項審査の事務取扱いについて

このことについて、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添のとおり通知がありました。

については、御承知いただくとともに、適切な事務が図られますよう御配慮願います。

記

- 平成20年国土交通省告示第85号「建設業法第27条の2第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」第一の二2における「基準決算における流動負債と固定負債の合計の額」(以下「負債合計額」という。)に含まれる、経営状況分析の申請者がいわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証により金融機関から受けた借入金の額(以下「ゼロ債金融保証による借入金」という。)は、負債合計額から控除することとされる。
- 経営状況分析の申請者がゼロ債金融保証による借入金の負債合計額からの控除を求める場合においては、経営状況分析申請書(建設業法施行規則別記様式第25号の8)の余白に「ゼロ債金融保証による借入金 〇〇〇円」と記載して申請を行うこととする。
1. により控除することができない金額は、いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による融資を実行した金融機関が別添様式又は金融機関所定の様式により残高証明したものに限ることとする。

建設政策課建設業係
(課長) 松澤 察明 (担当) 小林 和弘
電 話 026-235-7293
FAX 026-235-7482
E-mail kensetsu@pref.nagano.lg.jp

(様式)

平成 年 月 日

ゼロ国債工事等に係る資金繰りの円滑化について

平成31年1月21日

国土交通省土地・建設産業局建設業課

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による融資残高証明書

○ 保証事業会社による金融保証の実施

(登録経営状況分析機関)

代表者 ○○ ○○ 様

○○銀行

○○支店長 ○○ ○○ 印

いわゆるゼロ国債工事等、平成30年度中に発注者と工事請負契約を締結するものの、当該年度内において発注者から前払金の支出がない工事について、その早期着工に要する資金を受注企業が調達するに際して、前払金の保証を行う予定の保証事業会社が、100%の金融保証を行うこととする。

- * 保証の範囲：平成31年度当初に支払予定の前払金相当額を限度
- * 低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外

【モデルケース】

- ・ 請 負 金 額 1 億 円
- ・ 融 資 希 望 額 1, 0 0 0 万 円
(材料代金：700万円、直用労務費：300万円)
- ・ 融 資 希 望 期 間 平 成 2 0 年 3 月 1 5 日 从 1 ヶ 月 間
- ・ 保 証 料 約 9, 0 0 0 円 (日歩3厘=年利1.095%)
- ・ 貸 出 利 息 約 1 8, 0 0 0 円 (年利2.2%と仮定)

⇒ 約3万円(保証料+利息)で1ヶ月間、1,000万円の融資を受けられることが可能

○○株式会社に対する平成 年 月 日現在のいわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による融資残高は、○○,○○○,○○○円であることを証明します。

なお、その内訳は以下のとおりであり、各融資に係る金銭消費貸借契約証書（これに類するものを含む。）の写しを添付致します。

発注者	工事名	融資日	弁済期日	融資残高

～建設企業の年度末の資金繰りを応援します～

保証事業会社による“ゼロ債金融保証”

以下の事項を全て満たす方が対象となります。

- 平成26年度中に前払金が支払われない工事（ゼロ国債、ゼロ県債、ゼロ市債工事など）を受注した。
- 低入札価格調査の対象となっていない。
- 早期着工に必要な資金を金融機関から調達したい。



保証事業会社による金融保証を受けることにより、金融機関からの融資を受けやすくなります。



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

制度の概要

ゼロ国債等の公共工事について、早期着工に要する資金を調達する際に保証事業会社が債務保証を行うことで、金融機関からの融資が受けやすくなります。

- 対象工事は・・・平成26年度に国又は地方公共団体等と請負契約を締結した公共工事で、当該年度中に発注者から前払金が支払われない工事が対象となります。
- ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は、対象となりません。
- 保証範囲は・・・当該公共工事の着工に必要な資金で、平成27年度に発注者から支出される予定の前払金の額の範囲内となります。
- 保証料は・・・保証金額（借入金額）に対して日歩3厘（年利＝1.095%）となります。
- なお、借入金に対しては、別途、金融機関所定の貸出利息が必要となります。

モデルケース

- * 請負金額 1億円
- * 融資希望額 1,000万円
(材料代金：700万円、雇用労務費：300万円)
- * 融資希望期間 平成27年3月15日から1ヶ月間
- * 保証料 約9,000円（日歩3厘＝年利1.095%）
- * 貸出利息 約18,000円（年利2.2%と仮定）

⇒ 約3万円（保証料＋貸出利息）で1ヶ月間、1,000万円の融資を受けることができます。

主な相談窓口

北海道建設業信用保証(株) TEL 011-221-2092
(<http://www2.hokkaido-cs.co.jp/>)

東日本建設業保証(株) TEL 03-3545-5125
(<http://www.ejcs.co.jp/>)

西日本建設業保証(株) TEL 06-6543-2556
(<http://www.wjcs.net/>)

国土交通省 建設業課 TEL 03-5253-8277

北海道開発局 事業課 建設業課 TEL 011-738-0233

東北地方整備局 建設部 計画・建設業課 TEL 022-225-2014

関東地方整備局 建設部 建設業第一課 TEL 048-600-1906

北陸地方整備局 建設部 計画・建設業課 TEL 025-370-6571

中部地方整備局 建設部 建設業課 TEL 052-963-8572

近畿地方整備局 建設部 建設業課 TEL 06-6942-1071

中国地方整備局 建設部 計画・建設業課 TEL 082-511-6186

四国地方整備局 建設部 計画・建設業課 TEL 087-811-8314

九州地方整備局 建設部 計画・建設業課 TEL 092-471-6331

沖縄総合事務局 開発建設部 建設業・地方整備課 TEL 098-866-1910

※ 保証事業会社の各支店で保証の申込を受け付けています。詳しくは各社のHP等で確認してください。

届出済弁護士 各位
届出済行政書士 各位

2019年2月
審査管理部門

お知らせ

2019年4月～5月の取次申請予約
休止日について、下記のとおり、お知らせ
させていただきます。

記

4月2日(火)

4月4日(木)

5月7日(火)

※ 上記3日間については、予約制を実施
いたしません。Bカウンターにおいて
取次申請を行うことができます。

日行連発第1376号
平成31年2月14日

平成31年2月1日

各 単 位 会 長 様

関係団体 各位

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
許認可業務部
部長 矢野 浩司

軽自動車検査協会
情報システム部情報管理課

自動車検査証の二次元コードの不具合について（周知）

二次元コードの不具合について

標記の件について、軽自動車検査協会より周知依頼がありましたので、お知らせいたしました。詳細は、別添資料をご確認ください。

日頃より当協会の業務運営に、ご理解とご協力賜り厚く御礼申し上げます。

本年1月4日の軽自動車検査業務電子処理システムの更改に伴い、自動車検査証等に印刷する二次元コードを3個から6個に追加し、更改前から既存の3個のコードについては、仕様に変更がない旨ご連絡をさせていただいているところですが、更改に伴い特定の条件下において出力された自動車検査証等の二次元コードのコード1に、意図しない仕様変更がされることが判明いたしました。

【別添】

- ・二次元コードの不具合について
(軽自動車検査協会)

※会員サイトでも周知いたします。

本件につきましては、1月29日に改修を終えております(一部の出張検査場については、2月6日までに改修完了。)が、関係者の皆様にご迷惑おかけしたことをお詫び申し上げます。

なお、各所属会員等への周知につきましても併せてお願い申し上げます。

以 上

不具合内容の詳細については、以下のとおりとなります。

2. 不具合原因

二次元コード1を生成する際に不要な右側空白除去処理を行っていたことが原因でした。なお、型式指定番号・類別区分番号がある車両につきましては、二次元コード内に値が設定されるため、正しい設定内容となっております。

3. 不具合による影響

空白が除去されている以外に設定値の誤り等はありませんでしたが、二次元コード1の読み取りを行うシステムを構築されており、ご利用されているシステムの仕様が、半角空白埋めされていることを前提とした処理を組まれている場合、エラーとなり正しく読み込みが行えない状況が生じます。

4. 不具合のある自動車検査証等が出力された期間

本不具合は平成31年1月4日より稼働を開始しているシステム更改開発過程にて作りこまれたものであり、更改後のシステムにて出力された自動車検査証等において発生しております。また、本不具合の原因となった端末用アプリケーションは平成31年1月29日に既に改修を行っておりますが、出張検査場設置の端末は稼働状況に応じ順次適用されることから、最大で平成31年2月6日までは、不正な二次元コード1が印刷された自動車検査証等が出力される可能性があります。

そのため、不具合のある自動車検査証等が出力された期間は以下のとおりとなります。

平成31年1月4日～平成31年1月28日（出張検査場のみ最大で平成31年2月6日まで）

5. 不具合の対象となった検査証等の種類

不具合の対象となった検査証等の種類は以下のとおりとなります。

- A) 自動車検査証
- B) 限定自動車検査証
- C) 自動車予備検査証
- D) 自動車検査証返納証明書
- E) 輸出予定届出証明書
- F) 検査記録事項等証明書
- G) 検査記録事項等証明書 現在記録



30 農政第 439 号
平成 31 年(2019 年) 2 月 22 日

長野県行政書士会会長 様

長野県農政部農業政策課長

農地転用に係る許可日の取扱いについて (通知)

このことについて、別添(写)のとおり通知しましたので、平成 31 年 4 月 1 日以降に行う許可事案の取扱いについて、御了知願います。

また、お手数ですが、貴会員への周知を図っていただき、引き続き農地法の円滑な運用が図られるよう御配慮をお願いします。

長野県農業政策課農地調整係
(課長) 草間 康晴 (担当) 倉石 彩子
電 話 : 0 2 6 - 2 3 5 - 7 2 1 4 (直通)
F A X : 0 2 6 - 2 3 5 - 7 3 9 3
E-mail : nocho@pref.nagano.lg.jp



30 農政第 439 号

平成 31 年（2019 年）2 月 22 日

市町村農業委員会事務局長 様

長野県農政部農業政策課長

農地転用に係る許可日の取扱いについて（通知）

農地転用に係る許可事案のうち、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 43 条第 1 項に規定する都道府県機構（一般社団法人長野県農業会議をいう。以下「長野県農業会議」という。）の意見を聴く事案（同一の事業の目的に供するため 30 アールを超える農地を転用する事案等）の許可日については、毎月 16 日を県下統一日として運用しているところですが、これらの大規模及び複雑な事案については、十分な審査時間を確保する必要があることから、下記のとおり取扱いを変更することとしました。

については、内容を御了知の上、円滑な運用が行われるよう御配意願います。

なお、本通知については、長野県農業会議と協議済みである旨申し添えます。

記

1 農地転用に係る許可日の取扱いについて

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none">長野県農業会議に意見を聴く事案の許可日は、<u>16 日</u>とする。許可日は、<u>県下統一日</u>とする。	<ul style="list-style-type: none">長野県農業会議に意見を聴く事案の許可日は、<u>23 日</u>とする。許可日は、<u>標準日</u>とする。

(注) 1 長野県農業会議に意見を聴かない事案の許可日は、従前どおり 9 日とする。

2 許可日（9 日及び 23 日）は、弾力的に運用することができるよう標準日とする。

2 適用期日

この取扱いは、平成 31 年 4 月 1 日以降に行う許可事案から適用する。

長野県農政部農業政策課農地調整係
(課長) 草間 康晴 (担当) 倉石 彩子
電 話：026-235-7214 (直通)
FAX：026-235-7393
E-mail：nocho@pref.nagano.lg.jp

標準的な事務処理期間と事務処理体制

1 各機関別の標準的な事務処理期間

	農業委員会による意見書の送付	知事等による許可等の処分又は協議書の送付	地方農政局長による協議に対する回答の通知
知事等の許可（農業委員会が農業会議に意見を聴かない事案）	申請書の受理後3週間 （法定期間40日）	申請書及び意見書の受理後2週間	
知事等の許可（農業委員会が農業会議に意見を聴く事案）	申請書の受理後4週間 （法定期間80日）	申請書及び意見書の受理後2週間	
うち大臣協議事案	申請書の受理後4週間 （法定期間80日）	（協議書の送付） 申請書及び意見書の受理後1週間 （許可等の処分） 申請書及び意見書の受理後2週間	協議書受理後1週間

(注) 1 「農業会議」とは、農業委員会等に関する法律第43条第1項に規定する都道府県機構をいう。以下同じ。

2 括弧書は、農地法施行規則第32条における申請書を送付すべき期間。

2 農地転用許可事務処理モデル（平成31年4月1日以降に行う許可事案から適用）

事務処理日程			説明内容
当 月	農 業 委 員 会	申請受付開始日	5日
		申請受付締切日	15日
		申請書を地域振興局へ送付	20日頃
		総会	30日頃
翌 月	農 委 ・ 農 業 会 議	意見書を地域振興局へ送付	1日頃
		県 許可日（農業会議に意見聴取しない事案）	9日
		地区常設審議委員会	10日頃
		常設審議委員会	15日頃
		意見書を地域振興局へ送付	15日頃
県	許可日（農業会議に意見聴取する事案）	23日	

(注) 1 受付開始日、受付締切日及び許可日は標準日とする。

2 土日・祝祭日の場合の受付開始日、受付締切日及び許可日の取扱いは、次によるものとする。

(1) 受付開始日（5日）は、次の開庁日を受付開始日とする。

(2) 受付締切日（15日）は、直前の開庁日を標準処理受付締切日とする。

(3) 許可日（9日、23日）は、次の開庁日を許可日とする。

日行連発第1432号
平成31年2月28日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫

職務上請求書の適正な管理及び使用について

職務上請求書の適正な管理及び使用については、本会及び各単位会の関係規則に基づき、所属会員への指導等を徹底いただいておりますが、今般、別紙のとおり、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会より要望事項の提出がありました。各単位会におかれましては、所属会員への周知徹底を図るとともに、職務上請求書の紛失防止及び適正利用に留意されますよう、引き続きの会員指導等をお願いいたします。

以上

別紙：平成31年1月9日付 全連戸住協発第101号
全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会発信文書

平成 31 年 1 月 9 日

日本行政書士会連合会
会 長 遠田 和夫 様

全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会
会 長 石 川 雅 己



厳冬の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当協議会では、戸籍及び住民基本台帳事務に関し各自治体で課題となっている事項について毎年度開催する総会において協議し、必要に応じて関係機関等に要望事項として提出しております。

この度、平成30年度総会において下記のとおり要望することとなりました。

つきましては、貴会におかれましても、会員への周知等、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、併せて関係行政機関にも要望事項として提出しておりますことを申し添えます。

記

- 1 職務上請求書（戸籍法第10条の2第3項から第5項まで並びに住民基本台帳法第12条の3第2項及び第20条第4項の規定に基づく請求に係る請求書をいう。以下同じ）の紛失防止に留意すること。
- 2 職務上請求書は、その請求が適正であることが明確となるよう記載すること。

以 上

全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会事務局 書記
目黒区区民生活部 戸籍住民課戸籍事務係長 坂本 暁子
〒153-8573 東京都目黒区上目黒2丁目19番15号
電話 03(5722)9808 FAX 03(5721)7814
e-mail : 2930zenren@city.meguro.tokyo.jp



事務連絡

平成31年3月7日

長野県行政書士会 様

追伸

一般財団法人 長野県自動車標板協会

希望番号の申込みについては、ご理解いただけたものと思えますが再交付・交換については頻繁に申請される事業者様には、当会窓口にて同封いたしました「申込書作成ツール」の入ったCDRを差し上げます。

システム更改に伴う希望番号申込み方法の変更について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日ごろより当協会業務につきまして、格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

希望番号制度が登録自動車に平成11年5月に導入され、軽自動車については平成17年1月より対象となり、皆様のご協力によりユーザーに深く認識され定着しております。

この間、幾度となく申込者の利便向上のためのシステム改善に努めてまいりました。今回のシステム更改では、セキュリティ対策の強化及びスマートフォンへの対応、また、ヘルプデスクの導入等エンドユーザーの信頼に更に応える更改となっております。

このため、長年使用しておりましたOCR用紙での申込みが全て廃止となりますので、お知らせいたします。(再交付・交換申請含む)

なお、今後の申込み方法については、別紙「OCR廃止に伴う申込み方法の変更について」を参照くださるようお願い申し上げます。

また、長野ナンバーの軽自動車についての申込みについては、協会本部事務所で受付を行っていましたが、今般の更改に併せて希望番号（再交付・交換を含む）の一連業務を軽自動車共同事務所において全業務を行うこととしました。

時節柄 ご多用とは存じますが、傘下会員様へ周知くださるようお願い申し上げます。

更改日 2019年5月7日 (火)

【重要なお知らせ】 OCR の廃止に伴う申込方法の変更について

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

2019年5月より、希望番号のお申し込みや図柄ナンバーのお申し込みにて使用している **OCR用紙（手書きの申込用紙）が廃止されます**。これに伴い、お申込者様におかれましては、2019年5月以降は以下のいずれかの方法にてお申し込みいただく必要がございます。

申込方法の変更に伴いましてご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

敬具

記

（1）引き続き、窓口でお申し込みを行う場合

（a）希望番号申込書作成ツールによる申込

希望番号サービスがインターネットにて配布している「希望番号申込書作成ツール」をお手持ちの PC にてダウンロードおよびインストールしていただくと、ご利用者のパソコンで申込書を作成いただけます。既に以下のインターネットアドレスにて「希望番号申込書作成ツール」を配布しておりますので、窓口で頻繁にお申し込みを行う方は、是非ご利用ください。なお、ツールの詳細については、ダウンロードしたファイルに同梱されているマニュアルをご参照ください。

（b）受付端末による申込

2019年5月より当希望番号予約センター窓口にて「受付端末」を設置いたします。受付端末では、お申込者の方が端末の画面をタッチすることで、申込書を作成いただけます。ただし、端末台数につきましては、限りがございますので、窓口混雑時にはお待ちいただく場合がございます。予めご了承ください。

（2）インターネットでお申し込みを行う場合

（a）インターネットによる申込

当希望番号予約センターが運営する下記の「希望番号申込サービス」や「図柄ナンバー申込サービス」のインターネットサイトにて、希望番号申込や図柄ナンバーのお申し込みができます。インターネットでのお申し込みに関するよくあるご質問も掲載しておりますので、ご不明な点がございましたら、お問い合わせの前にそちらもご確認ください。

希望番号申込サービス <http://www.kibou-number.jp/>

図柄ナンバー申込サービス <http://www.graphic-number.jp/>

本件に関するお問い合わせ先

一般財団法人 長野県自動車標板協会

TEL：026-243-0843

一般財団法人 長野県自動車標板協会 松本支所

TEL：0263-58-3283

希望番号申込サービス ①



② トップページ

- はじめにお読み下さい
- 申込
- 協会
- Q & A
- 予約センター
- 個人情報取扱について

②

【お知らせ】軽自動車・群馬、高崎、前橋管轄および軽自動車・石川、金沢管轄の希望番号予約センターの移転について
軽自動車・群馬、高崎、前橋管轄の希望番号予約センターは平成31年2月12日(火)から下記の所在地に移転します。お越しの際は、お間違いないようご注意ください。

名称	一般財団法人 関東陸運振興センター 群馬軽出張所
所在地	〒371-0132 群馬県前橋市五代町1047-4

軽自動車・石川、金沢管轄の希望番号予約センターは平成31年2月12日(火)から下記の所在地に移転します。お越しの際は、お間違いないようご注意ください。

名称	一般社団法人 石川県自動車整備協会 分室
所在地	〒920-8213 石川県金沢市直江東2丁目122番地1

- ・希望番号制度とは
希望番号制度とは、自動車のナンバープレートにあなたの希望する番号を付けることができる制度です。
- ・希望番号申込サービスについて
希望番号申込サービス(以下「当サイト」と呼びます)では、希望番号の申し込みに関する各種手続きや照会を行うことができます。はじめてご利用になる方は、画面左側より「はじめにお読み下さい」をご一読ください。
- ・インターネットで申し込みを行う方へ
当サイトの「申込」メニューより申し込みを行ってください。
 図柄ナンバープレートをご希望の方へ
図柄ナンバープレートをご希望の方は、図柄ナンバー申込サービスをご利用ください。
 図柄ナンバー申込サービス
- ・インターネット契約ディーラーの方へ
こちらより申し込みを行ってください。 [ログイン](#)
- ・希望番号申込書の作成ツールのご案内
窓口で紙製に申し込みを行う方に対して、窓口で記入する申込書をお手持ちのPCで作成できるツールを提供しています。
 希望番号申込書の作成ツールをダウンロードする(Version:1.5.0)

③

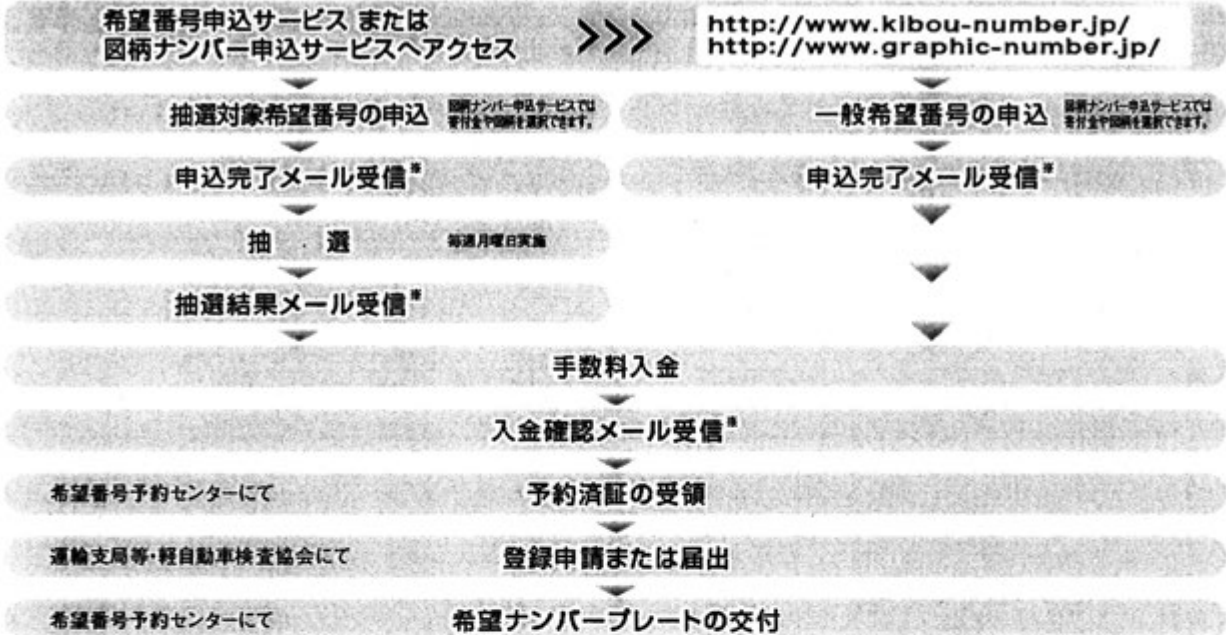
※詳細については、ダウンロードしたファイルに同梱されているマニュアルをご参照ください。/

© 2014 一般社団法人 全国自動車整備協会. All rights reserved.

- ① 「希望番号申込みサービス」のサイトを検索
- ② 「トップページ」をクリック
- ③ 「希望番号申込書ツールをダウンロードする」をクリックして
インストールしてください。

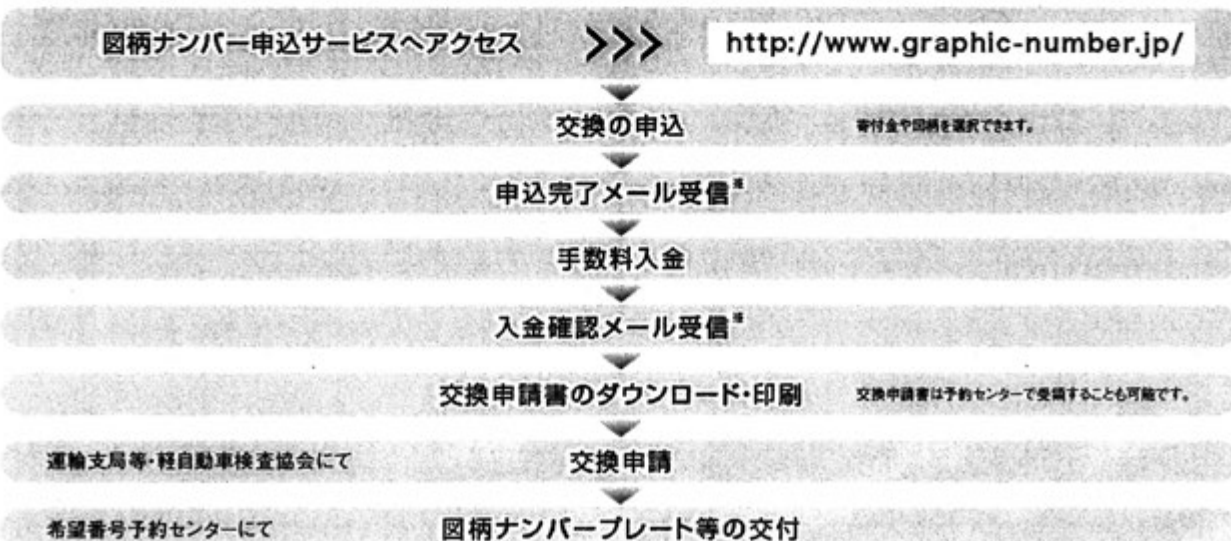
新たにナンバーの交付を受けるとき希望する番号を申し込みます。

【希望番号のインターネット申込からナンバープレート交付までの流れは以下の通りです。】



ナンバープレートの番号をそのまま図柄ナンバー等に交換できます。

【交換のインターネット申込からナンバープレート交付までの流れは以下の通りです。】



A D R セ ン タ ー

「長野県行政書士紛争解決センター」開始

センター長 和田 英幸

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に基づく法務大臣の認証に向けて去る平成30年11月1日に法務省に対して認証申請を行い、その後、法務省による行政書士会事務局の現地調査、ヒアリング及び書類審査等が終了し、平成31年2月1日付で法務省から認証通知書の交付を受けました。



A D R センター開所式にて



長野県弁護士会金子会長他A D R センター関係者

これにより、行政書士会としては福岡に続いて全国18番目の認証、関地協では、東京、神奈川、埼玉、新潟、静岡に続いて6番目の認証となります。法務省「かいけつサポート」裁判外紛争解決手続の認証解決機関としては第161号として事業を開始しました。

長野会は、平成19年度竹内会長の元でA D R 推進に向けてA D R 特別委員会が立ち上げられ研究が始まりました。平成20年3月に日行連と日弁連の基本合意書が成立し外国人、ペット、自転車、敷金の4分野に限り紛争解決ができることが確定すると、東京会をはじめとした全国の単位会が法務省の認証を受けるべく申請準備を開始しました。

長野会では、こうした全国的な動きを注視しつつ、特別委員会は手続実施者育成のための養成研修会を行い、同時に弁護士による助言に関する連携を図るため協議を始めることになりました。平成21年度には、会則の事業を規定する第4条1項8号に裁判外紛争解決手続機関の設置及び運営が位置づけられ、第11章第85条の6に長野県行政書士紛争解決センター（A D R センター）を設置する規定変更が総会で承認されました。

しかし、長野県弁護士会との協議は基本的な信頼関係が欠如する中で調整が進まず、山崎前会長のもとにおいてセンター設置が危機的状況になる時期がありました。弁護士会と粘り強く実務者同士によるひざ詰め協議を続け、平成29年3月に弁護士会と基本合意書の協定を締結することができました。

その後、弁護士会とADR特別委員会との実務者によりセンター規則、調停規程等諸規程の調整作業を行い、一方で法務省に事前相談のため1年ほどかけて規則等の指導を受けて見直し作業を同時に行ってきました。

そして、ようやく認証申請にこぎつけ、法務大臣の認証通知書交付となりました。特別委員会立上げから実に12年を要したことになります。

この間、行政書士会会員の皆様方には大変なご理解をいただきましたことを心より感謝と御礼を申し上げます。

しかし、法務大臣の認証を受けてセンターが立ち上がることが最終地点（目的）ではなく、ここからがスタートと考えています。ADRセンター設置は行政書士会にとっては手段であり、目的は行政書士会の社会貢献としての事業となります。今後は早い時期にまずは1件目の実績を上げるために広報監察部と連携してPR用のパンフレット作成配布などを行い広く知らしめる活動を行う予定です。会員の皆様には、4分野における相談があった場合は、センター事務局にご一報いただきたくご協力をお願いいたします。

最後になりますが、これまでお世話になりました東京会、埼玉会、新潟会をはじめとする関係諸団体、研修会講師としてお世話になりました稲葉一人先生をはじめとする多く皆様方にも心から感謝申し上げます。

そして、私が初代ADR特別委員会委員長当時副委員長として共にADR推進に奮闘し、一昨年に特別委員会委員としてADR推進に情熱を燃やしておられました上田支部故宮原聖先生に心からの感謝とご冥福をお祈りしてセンター長としてのご報告といたします。

話し合いによるトラブル解決

お気軽にご利用ください

こんなトラブル・お悩みを抱えていませんか？

外国人



外国人の職場や学校での問題について、法律や在留に詳しい行政書士に間に入って解決の手伝いをして欲しい。

職場の待遇についてのトラブル（従業員の方・事業所の方）、学校内のいざごごについてのトラブル（生徒の方・学校の方） など

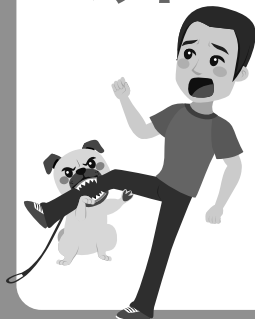
敷金



賃貸アパートから退去するとき、大家さんが敷金を返してくれない。大家さんの説明に納得がいかないので話し合いをしたい。

敷金返還・原状回復に関するトラブル、賃貸借契約の終了に伴う精算に関するトラブル、原状回復費用に関するトラブル など

ペット



リードを付けていない近所の犬に突然噛みつかれた。治療費や慰謝料についてもめている。第三者に間に入ってもらい話し合いをしたい。

咬みつき、引っかき事件（被害を受けた、加害側となった）、医療事故、鳴き声のトラブル、のら猫のトラブル、売買のトラブル など

自転車



歩道を歩いていたら自転車とぶつかってしまいケガをした。賠償金の話し合いでトラブルになっている。

自転車と自転車の交通事故、自転車と歩行者の事故、自転車による物損事故 など

ADR（裁判外紛争解決手続）が解決をお手伝いします



- 双方が納得できる解決を専門家がサポートします。
- プライバシーが守られます。
- 裁判と比較して短期間の話し合いで解決できます。
- 利用にあたっては事前に説明が受けられます。

まずは、ご相談ください

長野県行政書士紛争解決センター

ADRについて詳しくは裏面を
ごらんください。



ADRとは？

ADRとは Alternative Dispute Resolution（裁判外紛争解決手続）の頭文字です。裁判所による訴訟手続によらずに民事上の紛争を解決しようとする、紛争当事者のために公正な第三者が関与してその解決を図る手続をいいます。「裁判所はちょっと敷居が高いなあ」「だれか法律に詳しい人が間に入って話し合いのお手伝いをしてくれないかな」といった方のための、行政書士による調停センターです。

専門家が、
双方の言い分をしっかりと
聞いたうえで、
お互いに納得できる
解決策を
一緒に考えます。



よくあるご質問

解決が早くて
費用も抑え
られるんだ！



費用がどのくらいかかるか心配です

申込手数料としてまずは10,000円（税別）を納付いただきます。その後、期日1回につき期日手数料として10,000円（税別）が必要となります。また、和解が成立した場合には別途成立手数料が必要となります。



調停人は誰がやるのですか？

原則として、100時間を超える座学及びトレーニングを受けた行政書士2名が調停人として選任されます。案件により、担当弁護士が調停人として選任されることもあります。

解決までどのくらい 時間がかかりますか？



当センターの調停規程では「3回以内の調停手続きまたは申込の日から15週間以内」を解決までの目安としています。

申し込みは
カンタン
なのね！

長野市までは行けないんだけど…

長野県内であればどこでも調停を行うことができます。その場合、別途交通費等が発生します。



これは
ペンリダネ！



土日や夜間でも お願いできますか？

土日や夜間でも可能な場合があります。
お気軽にご相談ください。



長野県行政書士紛争解決センターって？

長野県行政書士紛争解決センターは、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の規定に基づき、法務大臣の認証（認証番号第161号）を取得している調停機関です。

センター手続の流れ

申込人（相談者）からの問合せ
（来局、電話どちらでも可能です）

申込人との事前相談及び説明
（事務局において行います）

申込人による調停申込書の提出
（センターが、適・否を判定します）

相手方への調停への呼びかけ
（センターが行います）

相手方との事前相談及び説明
（事務局において行います）

相手方からの調停依頼書の提出
（センターが適・否を判定します）

調停手続の開始

※手続開始後の調停は、原則当事者同士、対峙しない別席での調停を旨として行います。

調停の開始

当事者の出席した席上（期日）で話し合いを行います。これを意見がまとまるまで数回繰り返します。話し合いがまとまると合意書を作成します。

※合意書については、事例に応じ、公正証書にする等の指導をさせていただきます。

まずは、ご相談ください

長野県行政書士紛争解決センター

TEL. (026) 224-1300 FAX. (026) 224-1305

〒380-0836 長野市南県町 1009-3 長野県行政書士会館

お問合せ受付 平日 10:00 ~ 16:00

具体的なお相談 水曜日 10:00 ~ 16:00（要予約）



かいけつサポート

認証紛争解決サービス



長野県行政書士会

法務大臣認証裁判外紛争解決機関第161号

事 業 報 告

国際副部長 春日 博幸

入管コンシェルジュ

平成30年11月5日(月)東京入国管理局長野出張所において、「入管コンシェルジュ」を行いました。これは、出張所に来られた申請人の方々に行政書士のPRを兼ねて、在留に関する相談に応じ、申請書類の書き方をご指導するものです。毎年、連休明けの出張所の窓口が混在しそうな時期に合わせて、実施させていただいております。今年度も国際部員全員が参加し、相談等に応じました。

申請人の方々には大変感謝していただき、終了後には、所長さんを始め職員の方々にもお礼の言葉いただいております。ほぼ一日中の活動で、正直申し上げて疲れますが、そんな疲れも忘れるほどの有意義な活動であることを実感できます。

この活動を長年継続して実施できているのは、行政書士会と入国管理局との信頼があつてのことだと思えます。今後も長野出張所とは、お互いに協力し合える関係を続けていきたいと考えています。今後とも皆さまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

国際部研修会

毎年の定例ともいべき国際部研修会が、東京入国管理局長野出張所所長様と長野地方法務局の戸籍課長様を講師にお招きして、本会より34名、山梨会より3名の先生方にご出席いただき、平成30年11月29日(木)に開催いたしました。

両先生には業務でお忙しい中お越しいただき、熱心にご講義していただいたことに深く感謝申し上げます。また、ご出席いただいた多くの会員の皆さまにも心より御礼申し上げます。長野出張所所長様には、「在留資格全般について 申請に関する注意点」、戸籍課長様には「帰化申請、国籍取得について」の内容でご講義していただきました。

2年ほど前、連合会で行われた渉外戸籍に関する実務者研修会に参加させていただいたことがあります。18都府県から実務者が(私は渉外相続業務はやったことがないにもかかわらず参加してきました。)参加した研修会だったのですが、その時に、出張所所長さんと戸籍課長さんをお招きして、毎年研修会を行っていることをご紹介させていただきました。参加者の皆さんに大変関心を持っていただき、良い活動をされていると評価していただきました。他県の法務局の戸籍課では、行政書士はほとんど相手にされないところもあるようです。長野会と両機関との良好な関係は今後も続けていかなければならないと思えます。こちらの方も引き続き皆さまのご協力を賜りますようお願い申し上げます。



長野地方法務局戸籍課 上遠野裕之課長



東京入管長野出張所 小久保裕司所長

外国人留学生対象北陸3県・長野県合同就職相談会・企業研究会・ 在留資格に関する事務指導・ワーキングセミナーに参加しました

国際部長 赤羽 康志

平成30年12月9日(日)に信州大学松本キャンパスにおいて、石川県、福井県、富山県、長野県主催の外国人留学生対象就職相談会・企業研究会が開催されました。高度な知識や技術を有する外国人留学生は、今後、企業の多様性や成長性を高めるために重要であることから、外国人留学生の県内就職を促進することにより、北陸及び長野県の企業の人材確保に繋げることが目的です。行政書士の相談ブースが設けられ、企業の担当者や留学生からの相談を受けました。企業24社、留学生30名程の参加があり、就職に関する多くの相談が寄せられました。

在留資格に関する事務指導・ワーキングセミナーが平成30年11月22日に長野ビジネス外語カレッジ、12月13日に長野大学で開催され、講師として国際部員が招かれました。就職における在留資格該当性について説明し、就労資格変更に必要な要件等について講義しました。

4月から在留資格「特定技能1号・2号」による新たな外国人材受入れが始まります。私たち行政書士の活躍する場が益々増えていくと思われまます。



涉外相続研修会

法務部員 横原 圭司

県本会国際部と法務部共催の「涉外相続研修会」が1月28日、長野県行政書士会館において行われました。

「涉外相続」とは、我々行政書士にとってもあまり馴染みのない言葉かもしれません。

「涉外相続とは、被相続人または相続人が外国人である場合の相続のことをいいます」

講師を担当された県本会法務部長の岡田忠興先生のそんな解説から始まった涉外相続研修会。岡田先生が過去に業務として携わられたイギリス人夫の相続の事例をケーススタディーとして講義を進められました。

講義は以下のように続きます。

「本件事案のように日本在住のイギリス人が死亡した場合、遺言・相続に適用されるのは日本法（民法等）なのか、それとも被相続人の本国法（イギリス法）であるのかが問題となります。

また、自筆証書遺言の内容を執行するための準備手続きとして、家庭裁判所において遺言書の検認を受ける必要があります。その場合に日本の家庭裁判所に検認の申立てができるのか、日本の裁判所に遺言書検認の国際的裁判管轄権があるのかが問題となります。

このように、当事者の国籍・住所、目的物の所在地などの法律関係を構成する諸要素が複数の国に関係を持つようなものを涉外的法律関係といいます。そして、涉外法律関係を規律する法が国際私法です」

我々行政書士の誰もが、そのような国際私法の内容を意識して日々の業務に取り組んでいるわけではないのかもしれませんが、しかし、折しも改正入管法の施行をこの春に控え、従来の国際業務に加えて涉外相続の案件を取り扱うことも大いに予想されます。岡田先生の講義は、そんな来るべき行政書士業務について一つの指針となるべきものだと、受講された皆さんも実感されたのではないのでしょうか。

また、後半は、県本会国際副部長の春日博幸先生のご講義でした。日行連で行われた「涉外相続業務に関する実務者意見交換会」での事例発表をもとに、春日先生から「特別永住者1世の相続において、相続人のうち、北朝鮮永住者がいたケース」等について興味深い実務をご紹介します。

活発に質問も出され、受講された皆さんの関心の高さをうかがわせる研修会でした。



SBCラジオカーが来館しました

広報監察部長 吉田 靖史

今年も真っ赤なSBCラジオカーが行政書士会館にやってきました。

2月12日の午後、『情報わんさかGO!GO!ワイド らじ・カン』の放送中に「ラジオカーレポート」が生中継されました。

各支部を経て放送予定日時をお知らせしましたので、お聴きいただいた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

山本会長とは既に顔なじみのリポーター美齊津千夏さんによるインタビューに答え、行政書士の業務の説明や2月22日の「行政書士記念日」を機に「行テラス」という行政書士による総合相談センターを開設して県内各地で相談会を開催していること、1月から相続に関するルールが段階的に変わることなどを説明しました。

また、2月1日に新たに開所された「長野県行政書士紛争解決センター」について、センターで問題解決のお手伝いができる4つの分野を具体的にお話ししました。

放送直後には、ラジオを聴いた方から本会事務局に早速お問い合わせの電話があったそうです。



SBCラジオカー



美齊津さんによるインタビュー

お 知 ら せ

「コスモスしなの」より市民公開講座のお知らせ

みんなで考える成年後見～将来の安心のために～

(一社)コスモス成年後見サポートセンター長野県支部(コスモスしなの)は、来る4月21日(日)に小泉俊博小諸市長ご尽力のもと、県本会と小諸市に後援いただき、佐久支部との共催にて市民公開講座「みんなで考える成年後見～将来の安心のために～」を開催いたします。

この講座は、広く一般市民の皆様「成年後見制度」についての正しい知識を学んでいただき、現在抱えている問題や将来の不安に対処し、備えるためのひとつの手段として、成年後見制度について考えていただくという企画です。さらに今年は、より介護従事者に向けた講座となっており、講座終了後に無料相談会の時間を設けました。

詳細は以下のとおりです。

市民公開講座 講師：長野県行政書士会 無料相談会
**みんなで考える
成年後見**
～将来の安心のために～

こんな方に…
✓ 認知症への備えを考えたい方
✓ 自分の備に何かあった時に備えたいと思う方
✓ 障がいのあるお子様の備に今後のことが気になりの方
✓ 独身で身寄りがなく老後の心配な方
✓ 成年後見制度だけでなく、相続対策や遺言についても相談したい方

2019年
開催日 **4月21日(日)**
午後1時30分～

第1部 13:30～15:00 市民公開講座
第2部 15:00～16:30 無料相談会

場所 小諸市市民交流センター
2階 第1～3会議室
住所:小諸市相生町3丁目3-3
電話:0267-21-1999

講師 一般社団法人
コスモス成年後見サポートセンター
行政書士 宮澤 優一

長野県支部 TEL.026-227-8106
小諸市市民交流センター
佐久支部
TEL.0267-41-0320

【コスモスしなの市民公開講座】

テーマ：みんなで考える成年後見
～将来の安心のために～

開催日：2019年4月21日(日)

場 所：小諸市市民交流センター2階第1～3会議室
(小諸市相生町3丁目3-3)

時 間：第1部 市民公開講座
13:30～15:00
第2部 無料相談会
15:00～16:30

講 師：宮澤優一会員(松本支部)

共 催：長野県行政書士会佐久支部

後 援：長野県行政書士会・小諸市

「コスモスしなの」の現在の会員数は38名(平成31年1月31日現在)で、受託件数は法定後見が62件、任意後見が13件(平成30年7月31日現在)となっており、受託件数も年々増加しております。

昨年は、県本会及び各支部の協力をいただき、県内各地の関係諸機関(家裁、市町村担当課、地域包括支援センター、社会福祉協議会等)への訪問を実施し、コスモスしなの及び行政書士の成年後見制度への取り組みをPRしております。

成年後見業務は、本人の財産管理とともに生活状況を見守り、必要に応じて医療・介護・福祉などのサービスを受けるための契約等の法律行為の支援を行います。その活動は支援の必要な人の役に立つやりのある仕事であるとともに、行政書士の社会貢献活動として知名度向上に寄与する重要な活動です。ぜひこの機会に、身近な方をお誘いの上、今回開催される市民公開講座にご来場いただければ幸いです。

平成31年 3月27日

長野県行政書士会会員 各位

(一社) コスモス成年後見サポートセンター
長野県支部 支部長 大槻四郎

コスモス成年後見サポートセンター入会前研修会のご案内

コスモス成年後見サポートセンター入会には、以下の研修5回すべてを受講していただくことが必要となります。なお、1回から4回は、長野会場、伊那会場どちらかへ御出席ください。ご理解の程よろしくお願いいたします。

1. 入会前研修会日程

研修時間 AM9:30~PM17:00

	研修日	会場	研修内容
1回	長野会場 平成31年 6月1日(土)	長野県行政書士会館 長野市南県町1009-3 TEL 026-224-1300	*相談を受ける心構え(講義、実習、相談票・相談シート) *成年後見制度概論 *法定後見の基礎 *任意後見の基礎
	伊那会場 6月8日(土)	伊那市生涯学習センター (いなっせ) 伊那市荒井3500-1 TEL 0265-78-5801	
2回	長野会場 6月2日(日)	長野県行政書士会館	*受任から終了まで 地域での活動と地域からの相談。法定か任意か、公証人との連携。申立~選任後にまず行う事。身上監護(保護)の実務。相談機関、法令等。事務報告。
	伊那会場 6月9日(日)	伊那市生涯学習センター (いなっせ)	
3回	長野会場 6月15日(土)	長野県行政書士会館	*受任から終了まで 変則的な類型による後見事務。生活保護のケース。任意後見の事例。終了事務と死後事務委任。成年後見としての経験談。 *信用金庫による後見支援預金。
	伊那会場 6月22日(土)	伊那市生涯学習センター (いなっせ)	
4回	長野会場 6月16日(日)	長野県行政書士会館	*認知症を理解し認知症の方を支える方法を学ぶ。 *成年後見業務と倫理。 *知的障がいに関する基礎知識 *精神障がいの基礎知識~統合失調症について~
	伊那会場 6月23日(日)	伊那市生涯学習センター (いなっせ)	
5回	長野会場のみ 6月29日(土)	長野県行政書士会館	*知的障がいを有する方の成年後見。 *業務報告の必要性和報告書の作成。 *親族調査受託事業の取組み(神奈川県支部)。 *効果測定

※ 全講義、コスモス作成のDVDでの研修となります。

※ 会場が変更になる場合があります。その場合は受講者に事前に連絡いたします。

2. コスモス入会基準

- (1) 入会前研修を受講し、効果測定に合格すること。
- (2) 行政書士法第2条の2に定める欠格事由に該当しないこと。
- (3) 県行政書士会から過去2年間訓告相当以上の処分を受けていないこと。
- (4) 県行政書士会会費を6ヶ月以上滞納した者として会費滞納者リストに過去1年間掲載がないこと。
- (5) 成年後見賠償責任保険に会員である期間、継続して加入していること。

(コスモス成年後見サポートセンター会員の入会に関する規則より抜粋)

3. コスモス入会金・年会費

入 会 金 10,000円

年 会 費 24,000円

4. 研修会申込要領

【申 込 方 法】下記の申込票に必要事項を記入の上、長野県行政書士会事務局まで
お申込下さい。 F A X : 0 2 6 - 2 2 4 - 1 3 0 5

【申 込 締 切】平成31年5月10日(金)までに申込み下さい。

【研 修 費】15,000円 第1回研修会時に申し受けます。

コスモス成年後見サポートセンター入会前研修会 申込票

ふりがな 氏 名		TEL	
		携帯	
事務所住所	〒	FAX	
		e-mail	
生年月日 (西暦)	19 年 月 日生	行政書士 登録番号	

F A X 番 号 0 2 6 - 2 2 4 - 1 3 0 5

※ 申込みは枠内に必要事項をご記入の上、上記の宛先までFAXをお願いします。



一般社団法人
コスモス成年後見サポートセンター

【コスモス成年後見サポートセンターとは】

日本行政書士会連合会を母体として平成22年8月に設立された、全国の行政書士のうち、成年後見に関する十分な知識・経験を有する者を正会員として組織する一般社団法人です。

ご高齢の方、障がいのある方が、ご自身の意思に基づいて、安心してその人らしい自立した生活が送れるよう、財産管理、身上監護を行ってサポートします。このことにより、権利の擁護及び福祉の増進に寄与し、個人の尊厳が保持されることを目的として設立されました。

コスモス成年後見サポートセンターでは毎年研修を行い、会員の資質の向上に努めています。また、会員の指導・監督を徹底するとともに、万が一に備えて、会員全員が成年後見賠償責任保険に加入しています。

所定の研修を終えた会員を、各地の家庭裁判所に、後見人等候補者名簿を調製し、搭載して提出しております。また、成年後見制度利用促進法に基づく各市町村の中核機関造りの活動に実働部隊として参画し、成年後見制度利用促進のための研修会講師としても活動していただいております。

また、コスモスとして公共嘱託・民間嘱託事業を受託し、コスモス会員に斡旋していく活動を予定しております。

定款等の情報はコスモス成年後見サポートセンターのホームページをご覧ください。

<http://www.cosmos-sc.or.jp/>

入会の詳細につきましては、別紙にてご案内いたします。なお、入会には原則として入会前研修の受講等が必要となります。

以上、コスモスの目的にご賛同いただける方の入会をお待ちしております。



平成31年

女性行政書士 各位

全国女性行政書士交流会 in ひろしま
実行委員長 岡 俊江

第30回全国女性行政書士交流会 in ひろしま 開催のご案内

早春の候、全国の女性行政書士の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

この度、「全国女性行政書士交流会 in ひろしま」を下記のとおり開催いたします。この交流会は毎年一回全国各地の女性行政書士の有志が、研鑽と交流を目的にそれぞれの地元で開催しているもので、本年は広島県で開催する運びとなりました。今回は「パワーウーマンのススメ」と題し、日々の業務への活力となる講演や厳島神社を巡るパワースポットツアー、迫力あるアトラクションの懇親会を予定しております。交流会の内容や申込方法などの詳しいことは、3月下旬ごろ、改めてお知らせいたします。

告知のチラシを同封いたしましたので、貴会の女性行政書士の皆様への周知にご協力賜り、また、お誘いあわせの上ご参加いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 テーマ：パワーウーマンのススメ
～自分の欲しい幸せは 自分でつかむ～
- 2 開催日時：平成31年7月12日（金）～13日（土）
- 3 会場：リーガロイヤルホテル広島
広島県広島市中区元町 6-78 電話 082-502-1121
- 4 日程：7月12日（金） 12：30 オプション観光ツアー（広島駅集合）

7月13日（土） 9：00 原爆ドーム・原爆資料館見学
10：30 研修会受付開始
10：50 研修会開始
12：30 懇親会開始
14：30 懇親会終了 解散
- 5 お問い合わせ：全国女性行政書士交流会 in ひろしま 事務局 さわたに きょうこ 沢谷 京子
電話 090-7772-1483 FAX 0829-55-2277
e-mail: rose@sawatani.jp

第30『全国女性行政書士交流会 in ひろしま』

開催のお知らせ



「全国女性行政書士交流会 in ひろしま」は「パワーウーマンのススメ! 自分らしい幸せは、自分でつかむ」をテーマに、働きながら夢をつかむワーキングウーマンを応援する交流会を開催したいと思っております。多くの皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

広島県行政書士会実行委員会
委員長 岡 俊江

開催概要と日程

【日時】 平成31年7月12日(金)～13日(土)

【場所】 リーガロイヤルホテル広島
広島県広島市中区基町6-78
TEL (082) 502-1121



1日目 7月12日(金) オブシヨナル観光ツアー
2日目 7月13日(土) 記念講演会・研修会・懇親会

パワーウーマンのススメ!

自分のほしい幸せは、自分でつかむ

記念講演会

パネリスト 講師 河崎 環 氏



コラムニスト。慶應義塾大学総合政策学部卒。スイス、ロンドンでの暮らしを経て帰国後、各メディア出演・連載など多方面で活躍中。教育・家族問題、世界の子育て文化から商品デザイン・書籍評論まで多彩な執筆を続け、エッセイや子育て相談にも定評が高い。

パネリスト Nipponの鼓動表現者 原田 嘉子 氏

2008年東京国際和太鼓コンテスト太鼓の一人打ち部門において優秀賞を受賞。自由で幅広くノリのよい和太鼓サウンドを追求しながら、国内外へと積極的に活動をしている。



1日目

オブシヨナル観光ツアー
飯島神社



飯島神社は、世界遺産に登録されており、海を航地とした大田で独自の配産構成、平安時代の権威の神を祀り、国内外から450万人以上の観光客が訪れる日本の名社です。平安時代後期に平清盛の援助を得て、瀬戸で結ばれた朱塗りの社殿、潮が湧くと湖に浮かんでいるような不思議な建築美をたえています。



ここで祀られているのは海神様(三姉妹)で、このうちの一人、イチキシマヒメノミコトの名前を取って、飯島神社と呼ばれるようになったといわれています。

2日目

特別企画「今こそ平和を考える」
平和記念資料館・原爆ドーム見学



2016年、オバマ前大統領が、現職大統領として初めて密陽地・広島を訪問し、平和記念公園を訪れました。



この公園内にある原爆ドームは、人類史上最初の原子爆弾による被爆の惨状を伝える歴史の証人として、また、核兵器廃絶と恒久平和を求めると誓いのシンボルとして、世界遺産に登録されました。



平和記念資料館には多くの被爆資料や遺品が展示され、世界の人々に核兵器の恐怖や非人道性を伝える、ノーモア・ヒロシマを訴え続けています。

お問い合わせ

0829-55-2277

実行委員事務局
沢谷 京子



ご存知でしょうか！？

総務部長 宮下 幸吉

平素より当会の事業活動にご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会・支部会費の納入方法が、それまで個々に納入されて居りましたが、会員さんの利便性を考慮し、平成28年度より、本会・支部会費の一元化納入方式となりました。

最も、手間のかからない納入方法としては、口座振替は改めて申し上げるまでもありませんが、会員さんのご都合、ご希望により、口座振替・振込用紙による金融機関で振込・本会事務局へ直接ご持参戴き納入して下さる会員さんと3種3様で有ります。

そこで、現在、振込用紙で納入されていらっしゃる会員さんに、振込用紙に納入者の住所・氏名など記載することなく便利な振込方法をお伝え出来ればとご案内致します。

記入枠の狭い振込用紙の振込者の住所・氏名欄に記入するのは煩わしいですね。

振り込み用紙を使用せずに、振り込む方法を、ご存知でしょうか？

それは、ATMを利用しての振込先の口座番号を入力する方法です。

更に、振込先(長野県行政書士会)指定金融機関と同一の預貯金通帳をお持ちの方なら、通帳の残高から振込まれ、通帳に記帳される事により、振り込み用紙での受領書や、ATM操作でのご利用明細などの単票と違って管理がし易いです。

又、振り込み用紙使用の場合は、金融機関の窓口業務時間内でなければなりません。ATM操作ですと、窓口業務時間以外でも振り込みが可能で便利です。

現在、年会費を振り込み用紙を使用され納入されて居られる会員さんは、一度お試しされて見ては如何でしょうか。

尚、現在、口座振替以外で、会費を納入されていらっしゃる会員さんで、今後は、口座振替に変更ご希望の会員さんは、随時事務局で変更手続きは可能ですので、事務局にお申し出戴きたいと思います。

会費納入は、会員としての責務ですので、納入期日を厳守されますよう、宜しく願い申し上げます。

平成31年度 定時総会・定期大会のご案内

長野県行政書士会・長野県行政書士政治連盟では、平成30年度の事業報告、決算報告及び平成31年度の事業計画、予算案などについて審議するため、下記のとおり定時総会・定期大会を開催しますので、各支部の代議員の方の出席をお願いします。

記

日 時	平成31年5月24日（金）午前11時～（予定）
場 所	ホテル国際21 長野市県町576（TEL：026-234-1111）

平成31年3月27日

会 員 各 位

長野県行政書士会
選挙管理委員長 向田 隆夫



平成31年度会長選挙のお知らせ

長野県行政書士会会長選任規則第11条の規定に基づく長野県行政書士会会長選挙を下記のとおり実施しますのでお知らせします。

なお、選挙日程等詳細につきましては、会長選挙告示後支部長あてに別途通知します。

記

- 1 選挙告示 平成31年4月3日（水）
- 2 選挙期日 平成31年(2019年)5月24日（金）
- 3 選挙場所 長野市県町576 「ホテル国際21」
- 4 立候補の届出
会長立候補（様式第1号）に会長候補者推薦書（様式第2号）を添えて直接選挙管理委員会に届け出ること。
- 5 立候補届出期間
立候補届出開始日：平成31年4月11日（木）
立候補届出締切日：平成31年4月17日（水）
- 6 立候補辞退届期限
平成31年(2019年)5月14日（火）

平成30年度 行政書士試験結果について

平成30年度の行政書士試験結果については、下記のとおりです。

	受験申込者数	受験者数	合格者数	合格率
長野県	591	445	48	10.8%
全国	50,926	39,105	4,968	12.7%

幹 旋 物 一 覧

品 名	価 格	備 考
行政書士徽章(ネジ)	2,650円	送料実費
行政書士徽章(タイタック)	2,650円	〃
事件簿用紙	300円	〃
領収書	700円	〃
戸籍謄本等職務上請求書 (新様式・A4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自然公園法の手引	1,000円	〃
新会社法パート2(H18.8.11)	1,500円	〃

長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金または請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。か、事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので、是非ご利用をお願いします。

会 議 報 告

□日本公認会計士協会東京会長野県会平成30年新年例会

- 1 と き 平成31年1月17日(木)
- 2 と ころ 松本市、ホテルブエナビスタ
- 3 出 席 者 赤羽副会長

□(一財)日本国際協力センター主催外国人就労・定着支援研修

- 1 と き 平成31年1月21日(月)
- 2 と ころ 上田市、上田市ふれあい福祉センター
- 3 講 義 在留管理制度
- 4 講 師 吉田副会長

□神奈川会新年賀詞交歓会

- 1 と き 平成31年1月23日(水)
- 2 と ころ 横浜市、横浜ロイヤルパークホテル
- 3 出 席 者 赤羽副会長

□研修部研修会

- 1 と き 平成31年1月23日(水)
- 2 と ころ 松本市、ホテルモンターニュ松本
- 3 出 席 者 荻原部長、永村副部長、渡邊、二瓶各部員、新規登録者30名、会員10名
- 4 内 容・講師
 - (1) 行政書士法について・渡邊研修部員
 - (2) 職務上請求書の使い方・永村研修副部長
 - (3) コンプライアンスについて・岡田研修部員
 - (4) パネルディスカッション・二瓶研修部員

□日行連企業支援実務者会議

- 1 と き 平成31年1月23日(水)、24日(木)
- 2 と ころ 東京都、虎ノ門タワーズオフィス
- 3 出 席 者 岡田法務部長

□第11回ADR実戦模擬調停研修会

- 1 と き 平成31年1月25日(金)
- 2 と ころ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出 席 者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員、手続実施者3名
- 4 内 容
 - (1) 賃貸借契約法及びその他関係各法規、センター規程
 - (2) 外国人、ペット分野ロールプレイ(振り返り)

□静岡会新年賀詞交歓会

- 1 と き 平成31年1月25日(金)
- 2 と ころ 静岡市、ホテルアソシア静岡
- 3 出 席 者 吉田副会長

□法務部・国際部共催涉外相続研修会

- 1 と き 平成31年1月28日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 荻原副会長、岡田、赤羽各部長、木下、春日各副部長、榎原、小林、西澤各部員、会員30名
- 4 内 容
 - (1) 涉外相続の概要
 - (2) 国際私法の概論
 - (3) イギリス人相続の実例
- 5 講 師
 - 国際部 春日 博幸副部長
 - 法務部 岡田 忠興部長

□綱紀委員会

- 1 と き 平成31年1月29日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 岡部委員長、宮下副委員長、一之瀬職務代理者、青木、奥村各委員

4 会議事項

- (1) 綱紀案件の報告
- (2) 綱紀案件の聴聞について
- (3) その他

□山梨会新年賀詞交歓会

- 1 と き 平成31年1月29日(火)
- 2 と ころ 甲府市、ベルクラシック甲府
- 3 出席者 赤羽副会長

□社会保険労務士制度創設50周年記念事業記念講演、記念式典、記念パーティー

- 1 と き 平成31年1月29日(火)
- 2 と ころ 長野市、ホテルメトロポリタン長野
- 3 出席者 宮下総務部長

□長野県行政書士紛争解決センター開所式

- 1 と き 平成31年2月1日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、和田センター長、深澤、二瓶運営委員
- 4 弁護士会 金子会長(運営委員)、江口運営委員会準備会委員、山崎運営委員

□長野県行政書士紛争解決センター第1回運営委員会

- 1 と き 平成31年2月1日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、和田センター長、深澤、二瓶運営委員
- 4 弁護士会 金子会長(運営委員)、江口運営委員会準備会委員、山崎運営委員
- 5 協議事項
 - (1) 副センター長の互選による選任
 - (2) 平成31年度事業計画案及び予算案
 - (3) その他

□広告代理店との打ち合わせ

- 1 と き 平成31年2月6日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田広報監察部長、(株)アドソニック担当者、(株)三広担当者

□ADR(裁判外紛争解決手続)初級実務者研修会

- 1 と き 平成31年2月8日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 和田センター長、深澤副センター長、二瓶運営委員、会員22名
- 4 内 容
 - (1) 相談業務に対応できるADR技法
 - (2) 日行連の取組み及びADR代理権の今後について
- 5 講 師 光永謙太郎 先生(東京都行政書士会会員・日行連ADR推進本部長、行政書士ADRセンター東京センター長)

□広報監察部会

- 1 と き 平成31年2月12日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田部長、長田、鈴木各副部長、宇賀神、土屋、五味各部長

4 会議事項

- (1) 今年度事業の検証
- (2) 平成31年度事業計画(案)及び予算(案)について
- (3) 会報143号について
- (4) その他

□「特定行政書士の実務」研修会

- 1 と き 平成31年2月15日(金)
- 2 と ころ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出席者 岡田部長、横原部員、会員19名
- 4 内 容
 - (1) 行政不服審査の概要及びポイント
 - (2) 行政不服審査法改正の行政書士制度への影

響

(3) 行政不服審査の実際と実務対応

- 5 講 師 伊藤 浩 先生(東京都行政書士
会理事 会長付、総務省行政不服
審査会委員)

□栃本会新年賀詞交歓会

- 1 と き 平成31年2月15日(金)
2 と ころ 宇都宮市、ホテル東日本宇都宮
3 出 席 者 萩原副会長

□(株)郵宣協会との打合せ

- 1 と き 平成31年2月15日(金)
2 と ころ 長野市、会館
3 出 席 者 鈴木広報監察副部長

□県国際課・労働雇用課訪問

- 1 と き 平成31年2月18日(月)
2 と ころ 長野市、長野県庁
3 出 席 者 吉田、赤羽各副会長、木内事務局
長

□農林建設部会

- 1 と き 平成31年2月20日(水)
2 と ころ 長野市、会館
3 出 席 者 萩原副会長、松島部長、常盤副部
長、山田部員
4 会議事項
(1) 平成31年度事業計画(案)及び予算(案)につ
いて
(2) その他

□無料相談会

- 1 と き 平成31年2月22日(金)
2 と ころ 長野市、会館
3 出 席 者 萩原副会長、岡田部長、木下副部
長、榎原、小林各部員
4 相談件数 対面1件、電話6件

□法務部会

- 1 と き 平成31年2月22日(金)

- 2 と ころ 長野市、会館
3 出 席 者 萩原副会長、岡田部長、木下副部
長、榎原、小林各部員
4 会議事項
(1) 平成31年度事業計画及び予算案について
(2) その他

□運輸交通部会

- 1 と き 平成31年2月22日(金)
2 と ころ 長野市、会館
3 出 席 者 赤羽副会長、大槻部長、中塚副部
長、良川部員
4 会議事項
(1) 平成30年度事業・予算の進捗状況について
(2) 平成31年度事業計画・予算案について
(3) ワンストップサービスに係る連絡会への対
応について
(4) その他

□茨城会新年賀詞交歓会

- 1 と き 平成31年2月22日(金)
2 と ころ 水戸市、水戸京成ホテル
3 出 席 者 宮下総務部長

□東京入管と日行連関地協との連絡 会議

- 1 と き 平成31年2月25日(月)
2 と ころ 東京都、東京入国管理局
3 出 席 者 赤羽部長
4 議 題
(1) 各部門における審査等の状況について
(2) 研修会への講師の派遣について
(3) 今年度における無料相談会の開催報告及び
来年度について
(4) その他

□総務部会

- 1 と き 平成31年2月25日(月)
2 と ころ 長野市、会館
3 出 席 者 山本会長、宮下部長、佐藤副部
長、関、佐藤各部員

4 会議事項

- (1) 行政書士関係例規集について
- (2) 平成31年度事業計画(案)及び予算(案)について
- (3) その他

□「信州・新風・みらい」との情報交換会

- 1 と き 平成31年2月25日(月)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、荻原各副会長、土屋、赤羽各政連副会長、下沢順一郎、小島康晴、山岸喜昭、石和大、依田明善、小林東一郎、荒井武志各県議会議員
- 4 会議事項
 - (1) 情報交換
 - (2) その他

□環境生安部会

- 1 と き 平成31年2月26日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田副会長、柳澤部長、島田副部長、新井、八幡各部長
- 4 会議事項
 - (1) 平成31年度事業計画(案)及び予算(案)について
 - (2) その他

□研修部会

- 1 と き 平成31年2月26日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原部長、永村副部長、渡邊、二瓶各部長
- 4 会議事項
 - (1) 平成31年度事業計画(案)及び予算(案)について
 - (2) その他

□国際部会

- 1 と き 平成31年2月26日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽部長、春日副部長、西澤部員
- 4 会議事項
 - (1) 3月1日国際部研修会(事例研究会)について
 - (2) その他

□日行連関地協会長会

- 1 と き 平成31年2月28日(木)
- 2 ところ 東京都、東京都行政書士会
- 3 出席者 山本会長
- 4 議 題
 - (1) 平成30年度事業報告について(見込み)
 - (2) 平成30年度決算報告について(見込み)
 - (3) 日本行政書士会連合会と関東地方協議会との連絡会開催報告について
 - (4) その他の事項

□国際部研修会(事例研究会)

- 1 と き 平成31年3月1日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽部長、春日副部長、西澤部員、会員18名、他県17名

□正副会長会

- 1 と き 平成31年3月4日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、荻原各副会長、宮下総務部長、大槻、岡田各部長
- 4 会議事項
 - (1) 八十二銀行との業務提携について
 - (2) 平成31年度事業計画(案)及び予算(案)について
 - (3) 長野県行政書士会会則の一部を改正する会則(案)について
 - (4) その他

会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

— 入会者 —

個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
伊那支部	31. 1. 15	根橋 泰子	上伊那郡辰野町	飯田支部	31. 3. 1	須山 和彦	飯田市

— 退会者 —

所属支部	氏 名	退 年 月 日	所属支部	氏 名	退 年 月 日	所属支部	氏 名	退 年 月 日
伊那支部	竹内美喜夫	31. 1. 31						

— 単 位 会 変 更 —

滋賀県行政書士会へ移転（H31. 3. 1） 松本支部 片山智三治

— 法 人 会 員 —

COCORO行政書士法人（長野市稲里町下氷鉋397番地）・成立年月日H31. 2. 4

編 集 後 記

広報監察部は、平成29年度に旧広報部と旧法規監察部が一つになり生まれました。

光陰矢の如し。早くも2年が過ぎ、広報監察部員としての任期が終わろうとしています。

この2年間、広報監察部では様々なことに挑戦してきました。

研修部との二人三脚で導入にこぎつけたオンライン研修申し込みシステム。コスモス成年後見サポートセンターと共に参加したSBC大人の文化祭。苦労はしましたが、広報活動と他の組織やシステムが結び付けば、より大きな成果を生み出すことができると感じました。

次期の広報監察部員の皆様におかれましては、ぜひとも他の組織との連携を大切にいただき、長野県行政書士会の発展に貢献していただければと思います。

最後に、現 広報監察部員の皆様、2年間本当にお疲れさまでした。

(広報監察部 土屋)

発行所 長野県行政書士会 〒380-0836 長野市南県町1009-3 TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305 ホームページ http://www.nagano-gyosei.or.jp メールアドレス gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp	発行者 会 長 山本 準一 編集者 広報監察部長 吉田 靖史	印刷 三和印刷(株)
--	---	------------

行政書士NAGANO 投稿募集

広 報 監 察 部

広報監察部では、長野県行政書士会会員からの投稿を下記の要領により受付いたします。

1. 原稿等について

(1) 表紙用の写真、絵画、書など

作品及び作品の簡単な説明（100字程度）

(2) 行政書士業務に関する研究論文、資料あるいは実務事例報告など

字数2,000字程度

(3) その他

自由投稿

2. 上記投稿は、自作で著作権法等に抵触しないものに限ります。(肖像権等ご注意下さい。)

3. 本会及び他者（個人・団体を問わず）の誹謗・中傷、あるいは不穏当な語句を含む原稿は掲載できません。

4. 原稿などの送付方法について

(1) 原稿は、メールあるいはメールに文書ファイル、画像ファイル等を添付してお送りください。

(2) F A X 及び手書きによる原稿は出来るだけご遠慮下さい。

(3) 投稿の際は、件名に「広報誌投稿」と記載し事務局宛にお送り下さい。

(4) 投稿後の原稿の訂正は必ず書面（メール含む）で行ってください。

5. 原稿等は随時募集しておりますが、広報誌は年4回の発行となっておりますので投稿者の掲載したい時期に掲載できない場合もございますので、ご了承下さい。

6. 投稿原稿の採否は広報監察部会で決定いたします。採否の理由については一切お答えできません。また、原稿は採否に関わらず返却いたしません。

7. 編集の都合により大幅な加筆、修正、削除等が必要な場合は広報監察部から投稿者に対して連絡いたします。その求めに応じていただけない場合は掲載できませんのでご了承下さい。

8. 投稿を掲載したことにより発生したトラブルに関して、県行政書士会及び広報監察部は一切責任を負いません。

9. 掲載記事に関する質問・意見については一切お答えできません。

Eメール：gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

【好評図書のご案内】



渉外相続・不動産登記・会社取引等で役に立つ 英文の法律・法的文書作成に関する 実践と書式

宣誓供述書・証明書・通知書・届出書・許可書・誓約書・保証書・捺印証書・
売渡証書・売買契約書・贈与書・委任状・遺言書・遺産分割協議書・株主総
会議事録・信託証書等における英文・日本文の作成・翻訳

石田佳治・山北英仁 著 2018年12月刊 A5判 416頁(予定) 本体3,900円+税



図解でわかる 改正相続法入門

碓井孝介 著

2018年12月刊 A5判 148頁 本体1,400円+税

- 相続法改正の全体像を2時間でチェックできるよう、各項目を見開きで完結して解説。配偶者居住権、遺産分割、自筆証書遺言、遺言執行者、相続の効力、遺留分、相続人以外の者の貢献の7つテーマごとに整理し、現行法の問題点から改正内容を解きほぐす。



相続実務が変わる！ 相続法改正ガイドブック

安達敏男・吉川樹士・須田啓介・安重洋介 著

2018年9月刊 A5判 280頁 本体2,400円+税

- 改正に関する要綱仮案、中間試案、法制審議会部会の議事録、関連書籍や論文等から、相続法改正を徹底分析。
- 変更点が一目で一覧できる「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」の条文、及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律」条文を、巻末付録として収録。



注解・判例 出入国管理実務六法 平成31年版

出入国管理法令研究会 編

2018年10月刊 A5判上製箱入 1,608頁 本体5,600円+税

- 関連する約180本の法令・訓令、条約等を集約。基本法令には、参照条文、逐条解説及び参考判例要旨を付した、この分野では唯一の法令集。
- 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(技能実習法)に入管法と同様に【参照】として、関係法令の名称及びその条項番号を付与。



《16訂版》ひと目でわかる 外国人の入国・在留案内 外国人の在留資格一覧

出入国管理関係法令研究会 編 2018年10月刊 B5判 280頁 本体3,000円+税

- 平成28年法律第88号及び89号による在留資格の改正に対応。
- 在留資格ごとに「資格該当性の基準」を五段組一覧表形式にまとめて掲載。
- 入国・在留手続上のポイントとなる箇所には、簡潔な解説を付記。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部) ツイッターID: @nihonkajo